

コミュニティセンター 公民館

仮予約が 8月1日(火)～
インターネットから
可能に！

●対象施設

施設名	問い合わせ
森岡コミュニティセンター	☎83-3005
緒川コミュニティセンター	☎83-3006
卯ノ里コミュニティセンター	☎34-4822
石浜コミュニティセンター	☎83-3007
生路コミュニティセンター	☎83-3008
藤江公民館	藤江コミュニティセンター ☎83-7950

●仮予約可能期間

利用日2か月前の月の8日から
利用日の7日前まで

●仮予約方法

あいち共同利用型施設
予約システムへ
※システムの操作方



法は、予約システム内のご利用ガイドを確認してください。

●仮予約後の手続き

利用日の7日前までに利用申請
と使用料を仮予約した施設へ
※藤江公民館は藤江コミュニティセンターへ

●注意

- ・仮予約後、利用日の7日前を過ぎると変更・取消しは不可
- ・仮予約を取消ししていない場合、施設を利用しなくても、利用申請と使用料の納付が必要

●問い合わせ

各地区コミュニティセンターへ

7月1日から

電動キックボードなど

特定小型原動機付自転車の

新たなルールがスタート！

7月1日から適用される改正道路交通法では、条件を満たした電動キックボードなどが「特定小型原動機付自転車」という新たな区分に分類されます。

そもそも…特定小型原動機付自転車って？

定義：原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、次の要件に該当すること。

- 車体の大きさ** 車体が長さ1.9m以下、幅0.6m以下
- 車体の構造**
 - ・時速20m/hを超えて加速できない構造であること
 - ・原動機の定格出力が0.60kw以下
 - ・オートマチック・トランスミッション(AT)であること
 - ・最高速度表示灯(灯火が緑色で点灯または点滅するもの)が備えられていること など

変わります！その① 新たな交通ルールが適用！

運転者が守るべき交通ルールを正しく理解・遵守しましょう。

●特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

- ・16歳未満の者の運転の禁止
- ・車道通行が原則
- ・飲酒運転の禁止
- ・乗車用ヘルメットの着用(努力義務)
- ・自賠責保険(共済)への加入は義務 など



●問い合わせ 住民自治課 内線295

変わります！その② 特定小型原動機付自転車ナンバープレートの交付を開始！

特定小型原動機付自転車を取得した場合は、役場税務課へ申告してください。また、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

●ナンバープレート申請方法(新規で取得した場合)

- ・販売証明書または譲渡証明書
- ・車両名、車台番号、型式、定格出力、長さ、幅、最高速度などがわかる書類
- ・本人確認書類

●年税額(1台) 2,000円

●その他 すすでにお持ちの方は引き続き、一般原動機付自転車用ナンバープレートを使用することも可能

●問い合わせ 税務課 内線113

